

## 上告委員会運営細則

### (1) 適用競技会

公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟が公認する全ての競技会においてディレクターの裁定の再検討を希望するプレイヤーはこの細則に従って上告することができる。

### (2) 委員会委員の構成

#### 1) 委員の選出

上告委員会委員は競技委員、競技委員経験者およびナショナルディレクターの中から競技委員長が任命する。ブリッジセンターが独自に別途上告委員を任命できる。

#### 2) 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (3) 上告委員会の招集

#### 1) 招集

上告委員会は競技会において上告の申請があった場合、主任ディレクターが招集する。

#### 2) 解散

当該上告の裁決をもって上告委員会は解散する。

#### 3) 委員の指名

主任ディレクターは競技会場にいる委員名簿記載者の中から委員を指名する。ブリッジセンターが独自に任命した上告委員がいる場合は、この中からも指名できる。上告委員会の定足数は3名以上5名以下とする。

定足数の委員を指名できないときは、

- i) 他会場における上告委員会に問題を付託できる
- ii) 競技会当日に上告委員会を開催できない場合、競技会主催者と担当ディレクターが後日上告委員会を招集することが望ましい。
- iii) 以上の処置をとることが困難な場合には、競技委員長が任命した上告委員による上告委員会を後日開催する。

### (4) 上告委員会の開催

1) 上告委員会はセッションの合間または競技会終了後直ちに開催する。

2) 上告委員会への出席はディレクター、上告当事者（チーム戦においてはキャプテンも含まれる）及び相応の理由により上告委員会が認めた者に限られる。

### (5) 上告の手続き

1) 上告を希望するペア（ペア戦）またはキャプテン（チーム戦）は、当日最終のスコア発表から30分以内に規定の上告用紙に必要事項を記入して主任ディレクターに提出する。該当セッションのスコア発表から30分以内に上告の意志をディレクターに伝えるものとする。

2) 上告には供託金5,000円を上告用紙に添えて提出する。供託金は無意味な上告を抑制するためであり、上告の相応の理由があれば供託金を返還する。

(6) 上告委員会の審議および裁決

上告委員会は上告当事者双方が出席の上以下の手順で上告案件を審議する。

- 1) 上告委員の互選で委員長を選出する。委員長は委員会の決定を競技委員会に報告する義務を負う（上告用紙原紙を連盟事務局に提出するとともにそのコピーを主催者にも提出する）。
- 2) 主任ディレクターが事実関係ならびに裁決を下した理由を説明する（上告用紙、その他の関係資料のコピーはディレクターが準備、配布する）。
- 3) 該当ペア及びキャプテンの主張を聴聞し、質疑する。
- 4) その後上告委員を除く関係者全員を退席させた後審議を行う。審議の過程は非公開とする。上告案件に裁決を下し、供託金の返還・没収を決定する。
- 5) 上告委員会の裁決は一回限りとし、再審査を行わない。さらに上告を希望するプレイヤーはルール委員会に対して行うものとする。

**変更履歴**

2008年2月改正

2017年4月記述・体裁変更（規則類整備にともなう用語の統一、段落・フォントの変更）